



平成12年11月27日許可証書換

産業廃棄物処理施設設置許可証正

平成5年8月24日

住 所 帯広市西21条北1丁目3番20号

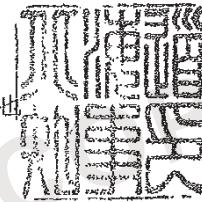
氏 名 株式会社 マテック

代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事

堀 達也



許可の年月日	平成5年8月24日	許可番号	衛施第478-11号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄 物 の 種 類	施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 廃プラスチック類		
設 置 場 所	帯広市西21条北1丁目3番20		
処 理 能 力	80t/日(8時間)、10t/時間		
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、 指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受ける こと。		

(十勝支庁地域政策部環境生活課廃棄物対策係)



平成12年11月27日許可証書換

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成10年6月16日

住 所 帯広市西21条北1丁目3番20号

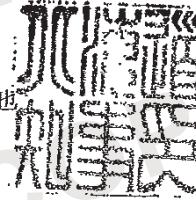
氏 名 株式会社 マテック

代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事

堀 達也



許可の年月日	平成10年6月16日	許可番号	十環生第200-3号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄物 の 種類	施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設（可搬型破碎 施設）） 廃プラスチック類		
設 置 場 所	帯広市西21条北1丁目3番20号		
処 理 能 力	56t/日（8時間）、7t/ 時間		
許 可 の 条 件	1. 施設を使用する1週間前までに必要書類等を添付のうえ事業開 始報告書を提出し、必要に応じ指示を受けること。 2. 事業開始報告書により報告した内容を終了した場合は、速やか に事業終了報告書を提出すること。		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、 指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受ける こと。		

(十勝支庁地域政策部環境生活課廃棄物対策係)



別記様式51（規則様式第20号）

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成14年12月26日

住 所 帯広市西21条北1丁目3番20号

氏 名 株式会社 マテック
代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也



許可の年月日	平成14年12月26日	許可番号	十環生第78-14号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設） 施行令第7条第8号の2（がれき類の破碎施設）	廃プラスチック類 木くず がれき類	
設 置 場 所	帯広市西24条北2丁目5番2 帯広市西24条北3丁目8番1		
処 理 能 力	16.8t/日（8時間） 廃プラスチック類 24.8t/日（8時間） 木くず 72.0t/日（8時間） がれき類		
許 可 の 条 件	※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※		
規則第11条第7項の規定による許可証の提出の有無	(有)・無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(十勝支庁地域政策部環境生活課廃棄物対策係)

別記様式5.1（規則様式第20号）

產業廢棄物處理施設設置許可証

平成14年 8月26日

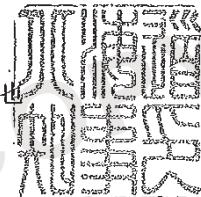
住所 帯広市西21条北1丁目3番20号

氏名 株式会社 マテック

代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀達也



(十勝支庁地域政策部環境生活課廃棄物対策係)

別記様式 5.1 (規則様式第 25 号)

産業廃棄物処理施設設置許可証

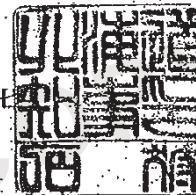
平成 5 年 9 月 30 日

住 所 北海道帯広市西 21 条北 1 丁目 3 番 20 号

氏 名 株式会社マテック 代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也



許可年月日	平成 5 年 9 月 30 日	許可番号	千保衛第 439-4 号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄物の種類	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 廃プラスチック類		
設置場所	北海道千歳市上長都 1130 番地 16		
処理能力	200 t/日		
許可の条件	特になし		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、 指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成 13 年 2 月 1 日 許可証書換交付

(石狩支庁)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 8 年 7 月 8 日

住 所 北海道帯広市西 21 条北 1 丁目 3 番 20 号

氏 名 株式会社マテック 代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達



許可の年月日	平成 8 年 7 月 8 日	許可番号	当保衛第 100-5 号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄物 の 種 類	施行令第 7 条第 7 号（廃プラスチック類の破碎施設） 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず		
設 置 場 所	北海道石狩市新港南 1 丁目 22-16、-59、-60、-61		
処 理 能 力	176 t/日 (8 時間) 22 t/時間		
許 可 の 条 件	特になし		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成 13 年 2 月 1 日 許可証書換

(石狩支庁)

産業廃棄物処理施設変更許可証

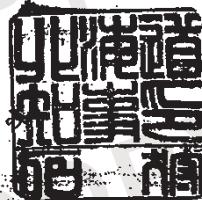
平成16年8月10日

住 所 北海道帯広市西21条北1丁目3番20号

氏 名 株式会社マテック 代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるか



許可の年月日	平成16年8月10日	許可番号	石環生第2266号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄 物 の 種 類	施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
設 置 場 所	北海道石狩市新港南1丁目22番68		
処 理 能 力	240t/日(24時間) 10t/時間		
許 可 の 条 件	*****		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	<input checked="" type="radio"/> (有) <input type="radio"/> 無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(石狩支庁)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成17年2月16日

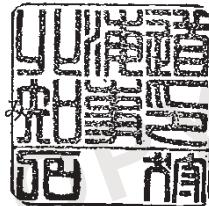
住所 北海道帯広市西21条北1丁目3番20号

氏名 株式会社マテック 代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事

高橋 はるみ



許可の年月日	平成17年2月16日	許可番号	石環生第5492号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄物の種類	施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 廃プラスチック類		
設置場所	北海道石狩市新港南1丁目22番70		
処理能力	28t/日(8時間) 3.5t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第7項 の規定による許可 証の提出の有無	有 ○無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(石狩支庁)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成23年10月14日

住 所 帯広市西21条北1丁目3番20号

氏 名 株式会社マテック 代表取締役、杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋はるみ



許可の年月日	平成23年10月14日	許可番号	石環生第2721号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第8号の2(木くずの破碎施設) 木くず、繊維くず		
設置場所	石狩市新港南1丁目22番36		
処理能力	木くず 30.0t/日(8時間) 3.75t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	(有) 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成23年10月14日

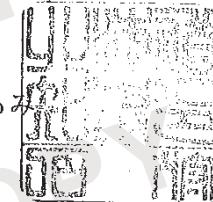
住 所 帯広市西21条北1丁目3番20号

氏 名 株式会社 マテック 代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事

高橋 はるみ



許可の年月日	平成23年10月14日	許可番号	石環生第2759号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄 物 の 種 類	施行令第7条第7号 (廃プラスチック類の破碎施設) 廃プラスチック類。		
設 置 場 所	石狩市新港南1丁目22番70		
処 理 能 力	廃プラスチック類 36t/日(24時間)、1.5t/時間		
許 可 の 条 件	*****		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	(有) 無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(石狩振興局)

産業廃棄物処理施設設置許可証

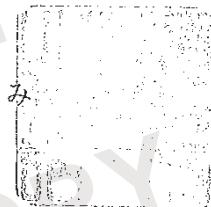
平成23年10月14日

住 所 帯広市西21条北1丁目3番20号

氏 名 株式会社マテック 代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋はるみ



許可の年月日	平成23年10月14日	許可番号	石環生第2735号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第7号(廃プラスチック類の破碎施設) 廃プラスチック類		
設置場所	石狩市新港南1丁目22番68		
処理能力	廃プラスチック類 32.64t/日 (24時間) 1.36t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	(有) 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(石狩振興局)

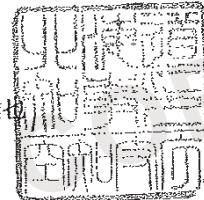
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成12年12月25日

住 所 帯広市西21条北1丁目3番20号
氏 名 株式会社 マテック
代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也



許可の年月日	平成5年11月12日	許可番号	砂保衛第639号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄 物 の 種 類	施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 廃プラスチック類		
設 置 場 所	砂川市東1条南22丁目1番地		
処 理 能 力	20t/日(8時間)、2.5t/時間		
許 可 の 条 件	*****		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、 指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

平成12年12月25日許可証書換

別記様式51（規則様式第20号）

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成20年6月25日

住 所 北海道帯広市西21条北1丁目3番20号

氏 名 株式会社マテック
代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事

高橋はるか



許可の年月日	平成20年6月26日	許可番号	釧路生第441-2号
施設の種類及び 処理する産業 廃棄物の種類	施行令第7条第7号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8号の2 (木くず及びがれき類の破碎施設)		
	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ごみくず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類		
設置場所	釧路市西港4丁目110番4		
処理能力	廃プラスチック類 952t/日(8時間) 木くず 1,400t/日(8時間) 119t/時間 がれき類 4,116t/日(8時間) 175t/時間 514.5t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	寺 無		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(北海道釧路支庁)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成17年11月11日

住 所 帯広市西21条北1丁目3番20号

氏 名 株式会社マテック 代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成17年11月11日	許可番号	胆振生第1803-2号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄物 の 種 類	施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 施行令第7条第8号の2（木くずの破碎施設）	廃プラスチック類 木くず	
設 置 場 所	苫小牧市字弁天504番17		
処 理 能 力	廃プラスチック類 1,632t/日(8時間)、204t/時間 木くず 2,400t/日(8時間)、300t/時間		
許 可 の 条 件	*****		
規則第11条第7項 の規定による許可 証の提出の有無	有 <input checked="" type="radio"/>		
留 意 事 項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(胆振支庁)



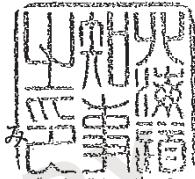
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成18年9月15日

住所 帯広市西21条北1丁目3番20号
氏名 株式会社マテック 代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成18年9月15日	許可番号	胆振生第529-7号
施設の種類及び 処理する産業 廃棄物の種類	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） 施行令第7条第14号ハ（管理型最終処分場） 燃え殻、汚泥、廃油（タールピッチ類に限る。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの		
設置場所	勇払郡厚真町字共和114番7		
処理能力	面積 37, 592m ² 容積 245, 133m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	(有) 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(胆振支庁)

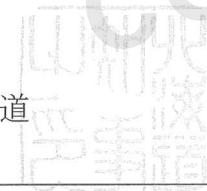
産業廃棄物処理施設設置許可証

平成26年12月2日

住所 北海道帯広市西二十二条北一丁目3番20号
氏名 株式会社マテック 代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	平成26年12月2日	許可番号	胆環生第2548号
施設の種類及び 処理する産業 廃棄物の種類	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） 施行令第7条第14号ハ（管理型最終処分場） 燃え殻、汚泥（含水率85%以下のものに限る）、廃油（タールピッヂ類に限る。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。石綿含有産業廃棄物以外のものはおおむね15センチメートル以下の中に限る）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず（おおむね15センチメートル以下の中に限る）、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの		
設置場所	厚真町字共和114番2、114番7		
処理能力	面積 44,204m ² 容積 392,293m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項 の規定による許可 証の提出の有無	(有)・ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

令和6年（2024年）8月29日 許可証書換交付（処理能力（容積）の変更）（胆振総合振興局）

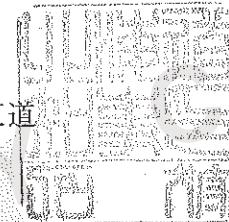
産業廃棄物処理施設設置許可証

令和元年(2019年) 8月26日

住 所 北海道帯広市西21条北1丁目3番20号
氏 名 株式会社マテック 代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和元年(2019年) 8月26日	許可番号	石環生第2081号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	1. 施設の種類 施行令第7条第7号(廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8号の2(木くずの破碎施設) 施行令第7条第8号の2(がれき類の破碎施設) 2. 処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず、がれき類、汚泥(乾電池に限る)、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず		
設置場所	石狩市新港東二丁目8番1		
処理能力	廃プラスチック類 1,200.8 t/日(8時間)、150.1 t/時間 木くず 1,887.2 t/日(8時間)、235.9 t/時間 がれき類 5,078.4 t/日(8時間)、634.8 t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	(有) 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(石狩振興局)

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和2年(2020年)4月20日

住 所 北海道帯広市西21条北1丁目3番20号

氏 名 株式会社マテック
代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道

許可の年月日	令和2年(2020年) 4月20日	許可番号	十環生第153号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第7号(廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8号の2(木くず又はがれき類の破碎施設) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類		
設置場所	北海道河西郡芽室町東芽室北1線23番1号		
処理能力	120t/日(8時間) 15t/時間		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	(有) 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(十勝総合振興局)

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和2年(2020年)4月24日

住 所 北海道帯広市西21条北1丁目3番20号

氏 名 株式会社マテック
代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和2年(2020年) 4月24日	許可番号	十環生第244号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第7号(廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8号の2(木くず又はがれき類の破碎施設) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類		
設置場所	北海道河西郡芽室町東芽室北1線23番1号		
処理能力	160t/日(8時間) 20t/時間		
許可の条件			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 · 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(十勝総合振興局)

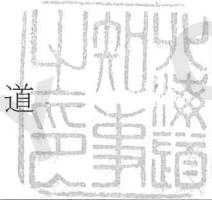
産業廃棄物処理施設設置許可証

令和3年(2021年)12月22日

住所 北海道帯広市西二十二条北一丁目3番20号
氏名 株式会社マテック 代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた
産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和3年(2021年) 12月22日	許可番号	胆環生第588-5号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第7号(廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8号の2(木くずの破碎施設) ----- 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。		
設置場所	北海道苫小牧市字弁天504番10、504番25		
処理能力	廃プラスチック類 125.6t/日(8時間) 15.7t/時間 木くず 75.2t/日(8時間) 9.4t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	(有) 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(胆振総合振興局)

産業廃棄物処理施設設置許可証

令和5年(2023年)11月3日

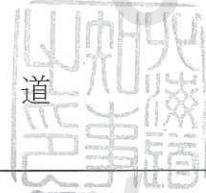
住所 北海道帯広市西21条北1丁目3番20号

氏名 株式会社マテック

代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木直道



許可の年月日	令和5年(2023年) 11月3日	許可番号	胆環生第1250-4号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第7号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第7条第8号の2(木くず又はがれき類の破碎施設) ----- 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず。		
設置場所	苫小牧市字弁天504番17		
処理能力	廃プラスチック類 16.0t/日(8時間) 木くず 15.2t/日(8時間) 2.0t/時間 1.9t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

令和5年(2023年)11月2日 許可証交付

(胆振総合振興局)



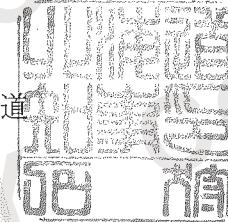
産業廃棄物処理施設設置許可証

令和6年(2024年)8月1日

住所 北海道帯広市西二十二条北一丁目3番20号
氏名 株式会社マテック 代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和6年(2024年)8月2日	許可番号	石環生第2091号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。)	施行令第7条第7号(廃プラスチック類の破碎施設) 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず。		
設置場所	石狩市新港南1丁目22番69		
処理能力	(廃プラスチック類) 10.3t/日(8時間)、1.29t/時間 (紙くず) 3.2t/日(8時間)、0.4t/時間 (繊維くず) 2.6t/日(8時間)、0.325t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	④ 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

令和6年(2024年)8月1日許可証交付

(石狩振興局)



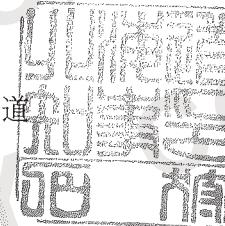
産業廃棄物処理施設設置許可証

令和6年（2024年）8月1日

住所 北海道帯広市西二十二条北一丁目3番20号
氏名 株式会社マテック 代表取締役 杉山 博康

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日	令和6年（2024年）8月2日	許可番号	石環生第2092号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第7号（廃プラスチック類の破碎施設） 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず。		
設置場所	石狩市新港南1丁目22番69		
処理能力	(廃プラスチック類) 10.3t/日（8時間）、1.29t/時間 (紙くず) 3.2t/日（8時間）、0.4t/時間 (繊維くず) 2.6t/日（8時間）、0.325t/時間		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 · 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

令和6年（2024年）8月1日許可証交付

(石狩振興局)